

レジリエンス協会

<2014年2月4日>

統括防火・防災管理者制度の導入

MS&AD

株式会社 インターリスク総研

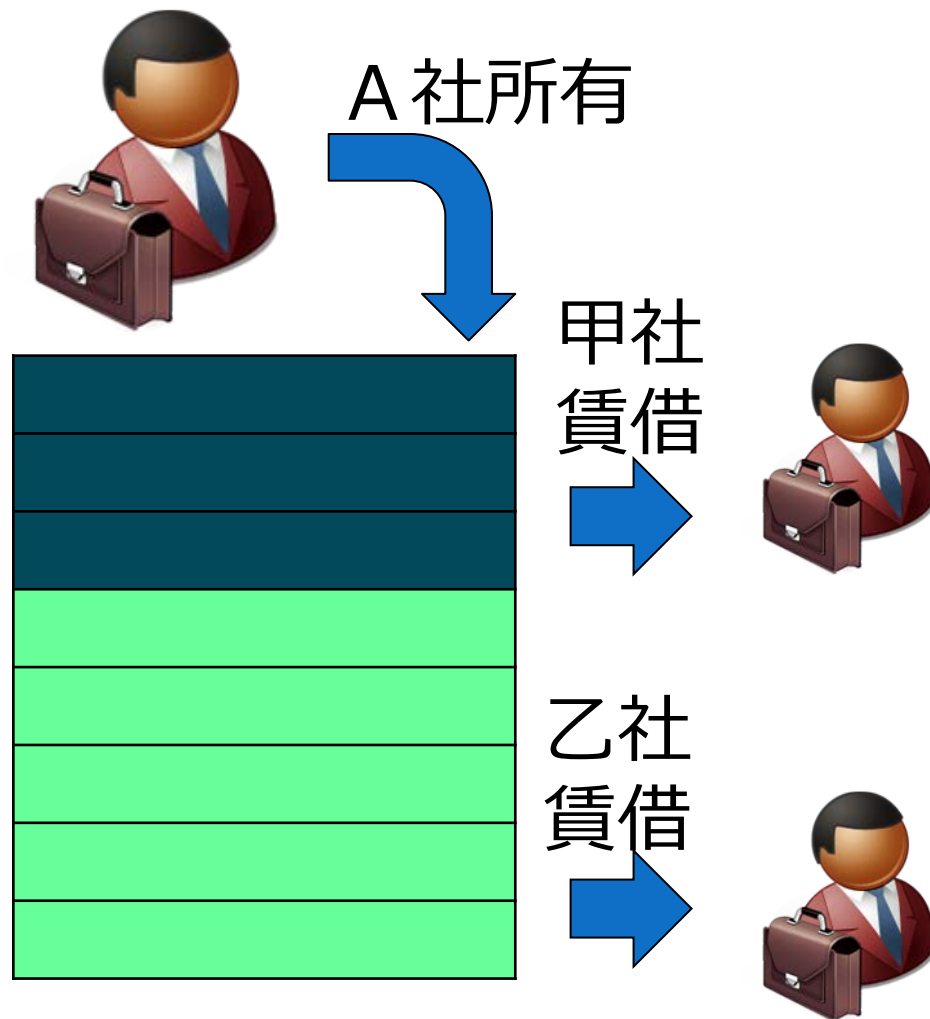
小山 和博

この単元でお話しすること

- 一、統括防火・防災管理者とは？
- 二、管理者個人のリスク
- 三、問題を起こさないためのポイント

(1) 統括防火・防災管理者とは？

◆管理権原者と施設管理権とは？



■ 管理権原

- 管理に正当な権限を有する者

- 所有権/使用収益権等

■ 施設管理権

- 建物、敷地、設備などの企業施設を企業目的に合うように管理・保全する権限

(1) 統括防火・防災管理者とは？

◆防火管理者制度とは？



- 管理権原者
 - 防火管理者を選任する責務
 - 適正な防火管理業務を行わせる責務



- 防火管理者
 - 適正な防火管理業務を実施する責務
(消防計画作成/訓練/避難経路等)



- 自衛消防隊



- 外部協力会社
(設備点検等)

◆ 防火管理者・防災管理者、違いとは？



■ 防火管理者

- 「防火管理に係る消防計画」の作成・届出を行うこと
- 消火、通報及び避難の訓練を実施すること
- 消防用設備等の点検・整備を行うこと
- 火気の使用又は取扱いに関する監督を行うこと
- 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を行うこと
- 収容人員の管理を行うこと
- その他防火管理上必要な業務を行うこと
- 必要に応じて管理権原者に指示を求め、誠実に職務を遂行すること
- 火元責任者等に対し、必要な指示を与えること
- 消防計画の作成・自衛消防訓練の届出

(1) 統括防火・防災管理者とは？

◆ 防火管理者・防災管理者、違いとは？



■ 防災管理者

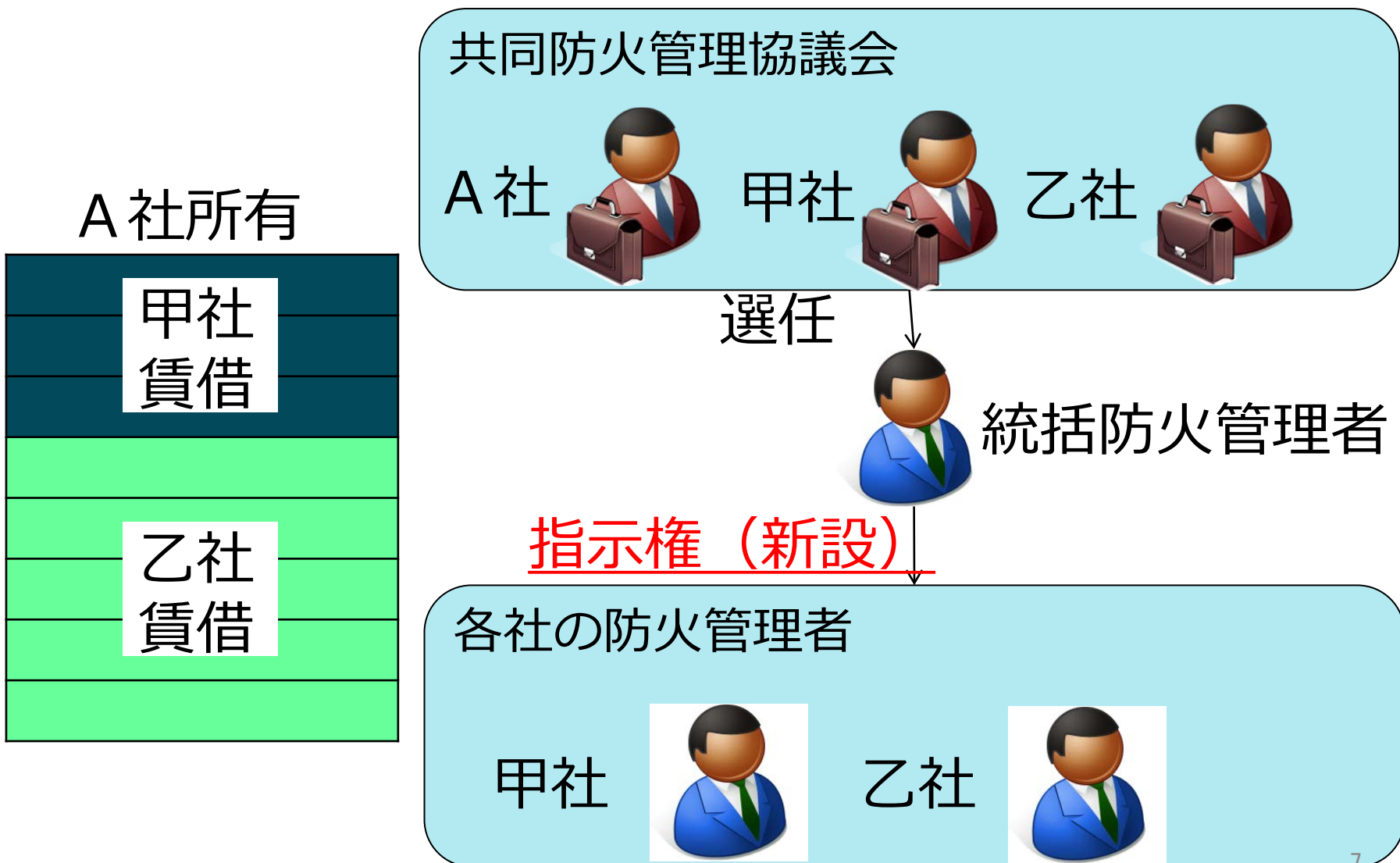
- 「防災管理に係る消防計画」の作成・届出を行うこと
- 避難訓練を実施すること
- その他防災管理上必要な業務を行うこと
- 必要に応じて管理権原者に指示を求め、誠実に職務を遂行すること

■ 防災の定義

- 地震
- 毒性物質の発散等により生ずる特殊な災害

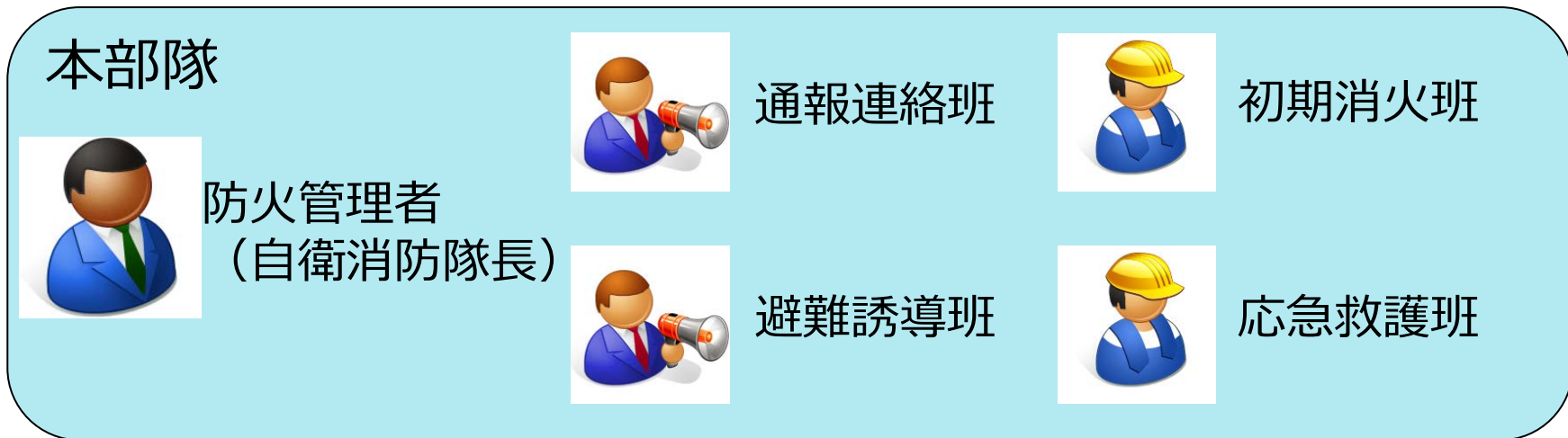
(1) 統括防火・防災管理者とは？

◆ 共同防火管理とは？（平時）



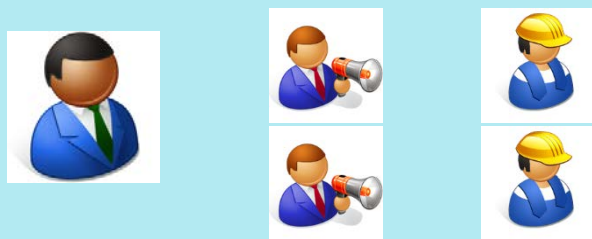
(1) 統括防火・防災管理者とは？

◆ご参考：自衛消防隊の編成（緊急時）

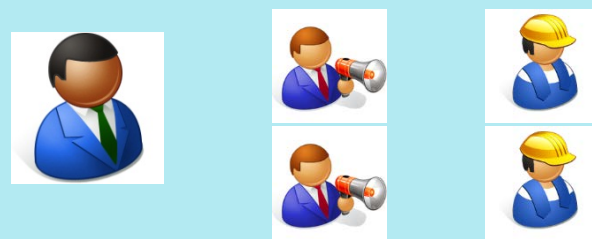


指揮統制

甲社の自衛消防隊（地区隊）



乙社の自衛消防隊（地区隊）



(2) 管理者個人のリスク

◆ 管理者になるための条件とは？

出典：東京消防庁Web

統括管理者



統括管理者となる資格者

- ① 自衛消防組織の業務に関する講習(=自衛消防業務講習)を修了した者
- ② 消防職員で管理・監督的な職に1年以上あった者
- ③ 消防団員で管理・監督的な職に3年以上あった者
- ④ 防災センター要員講習修了者で追加講習を修了した者

どのような立場の人がなりますか？

- ア.統括防災管理者
- イ.統括防火管理者
- ウ.防災管理者(=防火管理者)
- エ.防災センターの長等

防火対象物における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる管理的又は監督的立場にある者を充てます。

どのような位置付けですか？

- ア.防火対象物自衛消防隊長
- イ.自衛消防隊長不在時の代行者兼副隊長

なお、自衛消防組織を統括する者であることから、そのために必要な責務、役割等を消防計画等に定める必要があります。

統括管理者は次の任務と兼務可能ですか？

- ア.防火管理技能者
- イ.自衛消防活動中核要員
- ウ.防災センター要員

可能です。ただし、それぞれに必要な資格を有していなければなりません。

(2) 管理者個人のリスク

◆ 管理者になるための条件とは？

- 防火管理者資格を有すること
 - 甲種防火管理者：研修時間 10 時間（2 日）
 - 乙種防火管理者：研修時間 5 時間（1 日）
- 管理権原者から防火管理上必要な権限が付与されていること
- 管理権原者から必要な業務の内容の説明を受けており、かつ、十分な知識を有していること
- 管理権原者から防火対象物の位置、構造、設備の状況等の事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること

◆ 負わされるリスクとは？

- 刑事責任
 - 業務上過失致死傷罪（刑法211条）
 - 「あれなくばこれなし」の関係が成立要件
 - 五年以下の懲役／禁固又は百万円以下の罰金
- 民事責任
 - 債務不履行による賠償責任（民法415条）
 - 不法行為による賠償責任（民法709条）

(2) 管理者個人のリスク

◆ 刑事事件に発展した事例とは？

- 千日デパートビル火災（最判H2.11.29）
 - ビル防火管理者：禁固2.5年（猶予3年）
 - キャバレー経営者、キャバレー防火管理者：禁固1.5年（猶予2年）
- 川治プリンスホテル火災（最判H2.11.16）
 - 社長：禁固2.5年（猶予3年）
 - 専務取締役：禁固2.5年（実刑）

◆ 刑事事件に発展した事例とは？

- 大洋デパート火災（最判H3.11.14）
 - 以下の内容だった高裁判決を取消、全員無罪
 - 人事部長：禁固2年（猶予2年）
 - 火元責任者・課長：禁固1年（猶予2年）
 - 防火管理者・係員：禁固1.5年（猶予2年）
 - 代表取締役及び常務取締役には刑事責任があるとされたが、公判中に死亡
- ホテルニュージャパン火災（最判H5.11.25）
 - 社長：禁固3年（実刑）
 - 支配人防火管理者：禁固1.5年（猶予5年）

(2) 管理者個人のリスク

◆ 刑事事件に発展した事例とは？

- 長崎屋尼崎店火災（神戸地尼崎支判H5.9.13）
 - 店長・管理権原者：禁固2.5年（猶予3年）
 - 総務マネージャー・防火管理者：同上

(2) 管理者個人のリスク

◆ 民事事件の著名事例は？

- 火災時の賠償責任は緩和されている（失火責任法）
 - 故意・重過失の場合のみ賠償義務が生じる
- 神戸テレクラ放火殺人事件（2000年3月2日）
 - 通常要求される程度の安全性が確保されていれば、結果が回避できたとして、4人の死亡者等を対象に約2億6千万円の賠償命令
 - 後日、犯人に対し、求償請求訴訟を提起し、請求は認容された模様
 - [参考]無過失責任である「工作物責任」等については責任要件が緩和されていない

(2) 管理者個人のリスク

◆ 民事事件の著名事例は？

- ホテルニュージャパン火災（2000年3月2日）
 - 死者33名、負傷者34名に対し、総額13億円の賠償金が支払われたとの記述が一審判決文にみられる
- 保険によるヘッジは可能（故意でない限り）

(3) 問題を起こさないためのポイント

◆ 選任時に考慮するべきポイントとは？

- 防火管理者資格を有する社員から選任する
- 防火管理上必要な権限を付与する
- 必要な業務内容を把握させ、かつ、十分な知識を身に着けさせる
- 防火対象物の位置、構造、設備の状況等の事項を把握させ、かつ、当該事項について十分な知識を身に着けさせる
- 充て職の発想で、選任するのは適切ではない
(不向きな人を選任してはならない)

(3) 問題を起こさないためのポイント

◆運用で考慮するべきポイントとは？

- 経営陣が自ら関心を示し、必要に応じて会議や訓練に参加する
- 統括防火管理体制は本当に実行する
 - 書面だけの存在にしてはならない
 - 書面だけの自衛消防隊も×
- 防災管理業務を本来業務に位置付ける
 - 防災パトロールなどを定期的に実施させる
- 普段から顔の見える関係を構築する

- 統括防火・防災管理者制度の概要
 - 施設管理権
 - 収益の存するところに責任もあるべし
- 管理者は刑事・民事両面で責任追及を受ける
 - 刑事：業務上過失致死傷罪
 - 民事：債務不履行責任や不法行為責任
- 問題を起こさないためのポイント
 - 適切な権限・資質を持った人を選任する
 - 本来業務の中に防火・防災管理者業務を位置づけ、適切に実施させる

MS&AD

MS&AD Insurance Group

株式会社インターリスク総研
コンサルティング第三部安全文化グループ
主任コンサルタント 小山 和博
kazuhiro.koyama@ms-ad-hd.com
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス
Tel : 03-5296-8944
<http://www.irric.co.jp>